

(1) 氏名	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事 河野康子
(2) 職業	
(3) 住所	〒102-0085 東京都千代田区六番町15 プラザエフ6F
(4) 連絡先	TEL 03-5216-6024 Fax 03-5216-6036
(5) 御意見	
<p>①【意見の内容】</p> <p>消費者教育の必要性について、国民の理解を深めるために「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の内容を分かりやすく取りまとめた要約版を作成し、自治体や教育機関、各種団体等を通じて配布する等、国民全体への周知を図るべきだと考えます。</p>	
<p>②【理由】</p> <p>今回「消費者教育推進会議」で取りまとめられた「消費者教育の推進に関する基本的な方針」は、消費者教育の推進に係る理念、多様な主体の役割や様々な取組等、消費者教育を推進する上で必要と考えられるほとんど全ての項目が網羅されており、評価します。しかし反面、大部なものとなっており、一般の消費者、国民がその内容を読み取るのは困難だと思います。</p> <p>消費者教育推進法が制定され、国民的なムーブメントとして消費者教育を全国各地で取り組む事が求められる今、消費者教育の重要性や理念等について国民の理解を得るために、国は「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の内容を分かりやすく取りまとめた要約版を作成し、消費者教育の事例集とともに自治体や教育機関、各種団体等を通じ配布してください。さらに、各地で消費者教育の理念や「基本方針」の内容等についての説明会や、消費者教育の考え方や実践に関するシンポジウムを開催するといった、周知と理解を深める努力を行なう必要があります。</p>	

(1) 氏名	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事 河野康子
(2) 職業	
(3) 住所	〒102-0085 東京都千代田区六番町15 プラザエフ6F
(4) 連絡先	TEL 03-5216-6024 Fax 03-5216-6036
(5) 御意見	
<p>①【意見の内容】</p> <p>消費者庁、文部科学省は、一層の連携体制を整え、「推進計画」の策定や「消費者教育推進地域協議会」の設置等、「基本方針」に掲げた施策を確実に実施してください。また、地方自治体や消費者団体等、関係する団体を支援すべく、人的、技術的、財政的支援等、必要な支援を確実に行ってください。</p> <p>あわせて、工程表を作成し、計画的且つ着実に進めてください。</p>	
<p>②【理由】</p> <p>「基本方針」には、様々な取り組みや施策が記載されていますが、「消費者教育推進法」においては、それらの取り組みを地方自治体や消費者団体、事業者の努力義務としているため、各地の自治体間で推進状況に格差が生じる懸念があります。</p> <p>消費者庁と文部科学省は一層の連携体制を整え、「推進計画」の策定や「消費者教育推進地域協議会」の設置等、「基本方針」に掲げた施策が各地で確実に実施されるよう、支援することを求めます。そして、単に地方自治体の自主性に委ねるだけでなく、両省庁で人的、技術的、財政的な支援について十分に検討し、確実に支援を実施し、消費者教育の推進を図ってください。</p> <p>あわせて、工程表を作成し、計画的且つ着実に進めてください。</p>	

(1) 氏名	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事 河野康子
(2) 職業	
(3) 住所	〒102-0085 東京都千代田区六番町15 プラザエフ6F
(4) 連絡先	TEL 03-5216-6024 Fax 03-5216-6036
(5) 御意見	
<p>①【意見の内容】</p> <p>「消費者教育推進地域協議会」の具体的な役割を明確に記載してください。地方自治体や消費者団体が「消費者教育推進地域協議会」をどのように運営、活動するかが分かるよう、明示してください。</p> <p>また「消費者教育推進地域協議会」では、地域における多様な主体の意見交換や情報交換、連携強化を図ることと併せて、消費者行政部局や教育部局、福祉部局といった関係する自治体の各部局の連携強化をも図る協議会として位置づけ、地域で官民一体となって取り組む基盤を作ることを目的に掲げてください。</p>	
<p>②【理由】</p> <p>地方自治体に設置されることを求められている「消費者教育推進地域協議会」については、具体的な役割や業務が記載されていません。例えば、推進地域協議会では、地域における多様な主体の意見交換や情報交換、連携強化を図り、具体的なミッションを計画し実施するといったような、自治体や消費者が「消費者教育推進地域協議会」の運営や活動のイメージをつかめる具体的な記述をするべきです。</p> <p>また、「消費者教育推進地域協議会」での多様な主体の情報交換等の中で、消費者行政部局や教育部局、福祉部局といった、地方自治体内の関係する各部局の連携強化をも図ることを、ミッションに加えてください。教育委員会と消費者行政部局との連携など、文部科学省と消費者庁も支援しながら、関係部局が直接協議し連携を図ることができる協議会として位置づけるべきです。そしてその事が、地域で官民一体となって取り組む基盤作りの第一歩となると考えます。</p>	

(1) 氏名	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事 河野康子
(2) 職業	
(3) 住所	〒102-0085 東京都千代田区六番町15 プラザエフ6F
(4) 連絡先	TEL 03-5216-6024 Fax 03-5216-6036
(5) 御意見	
①【意見の内容】	消費者教育の体系的推進の対象領域に「食品の安全と健康に関する領域」を入れて下さい。
②【理由】	<p>食品の衛生管理に対する正確な知識の欠如により小さな子どもや体力の低下したお年寄りに生の肉を食べさせてしまい食中毒事故になってしまうケースがある一方で、科学的には小さなリスクであるにもかかわらず、間違った情報や問題をあおるマスコミ報道に左右されて、過剰に心配してしまうケースもあります。成分が凝縮されている健康食品などに頼りすぎ、過剰摂取で健康を害してしまうといった事例もあります。また、食品によるアレルギー問題は、当事者である保護者や教育関係者だけでなく、社会全体で広く正しい知識を身につけておく必要があります。</p> <p>したがって、「食品の安全と健康に関する領域」は、よりよい食生活を送るために欠かせない消費者教育のテーマであると考えます。</p>

(1) 氏名	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事 河野康子
(2) 職業	
(3) 住所	〒102-0085 東京都千代田区六番町15 プラザエフ6F
(4) 連絡先	TEL 03-5216-6024 Fax 03-5216-6036
(5) 御意見	
<p>①【意見の内容】</p> <p>消費者が、日常の主な情報源であるテレビ、新聞、雑誌、ウェブサイト等といったメディアから発せられる情報を正しく判断できるよう、メディアリテラシーに関する教育を、消費者教育の体系の中に盛り込んでください。</p>	
<p>②【理由】</p> <p>消費者の日常生活の中では、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、ウェブサイトなど、様々なメディアからの情報があふれています。消費者が、メディアからあふれる消費に関わる情報を、正しく選択し内容の真偽を判断することが困難な状況です。</p> <p>そこで、公正かつ持続可能な社会の形成や自ら選択できる消費者となるためにも、メディアから発信された情報を正しく判断できるようなメディアリテラシーに関する教育を消費者教育の体系の中に盛り込んでください。</p> <p>特に、在宅時間の長い高齢者や主婦、経験の少ない若者等が、誤った情報によって被る消費者被害が多発している現状があり、学校教育だけでなく、生涯教育の側面からも取り組む必要があると考えます。</p>	

(1) 氏名	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事 河野康子
(2) 職業	
(3) 住所	〒102-0085 東京都千代田区六番町15 プラザエフ6F
(4) 連絡先	TEL 03-5216-6024 Fax 03-5216-6036
(5) 御意見	
	<p>①【意見の内容】</p> <p>消費者教育推進のためには実践的な内容で行われることが大切であり、様々な場での推進が人材の育成・活用とセットで行われるよう、各主体の連携を強化してください。</p>
	<p>②【理由】</p> <p>消費者教育は消費生活のありとあらゆる場面に関わってくるものであり、一面的に考えるよりも多面的で実践的な内容で進められることが重要だと考えます。</p> <p>そこで、どのような場面で推進される場合でも、教職員、地域、消費者団体、NPO、事業者団体等の多様な主体の連携があることが望ましく、また、担い手の育成について他の主体の経験から学ぶことも重要ですので、消費者教育に関わるさまざまな主体の連携を強化してほしいと考えます。</p>

(1) 氏名	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事 河野康子
(2) 職業	
(3) 住所	〒102-0085 東京都千代田区六番町15 プラザエフ6F
(4) 連絡先	TEL 03-5216-6024 Fax 03-5216-6036
(5) 御意見	
<p>①【意見の内容】</p> <p>市区町村の消費生活センターを消費者教育と人材育成の拠点とし、国民生活センターがその支援を行うことが方針に盛り込まれています。その際には、国民生活センターだけでなく、これまでも消費者教育推進に積極的に携わってきた団体等にも、支援、協力にあたるよう要請すべきです。</p>	
<p>②【理由】</p> <p>国は、国民生活センターだけでなく、これまで消費者教育推進に携わってきた団体や機関等にも、その教育の技術やノウハウを活用し、地方での消費者教育の実践の支援、協力にあたるよう要請するべきだと考えます。</p>	